

北上市農業委員会告示第6号

北上市農業委員会委員等表彰要綱（平成3年北上市農業委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月27日

北上市農業委員会 会長 高橋清久

改正前	改正後
<p>(除外) 第5 次の各号に該当する場合は、表彰基準の定めにかかわらず表彰から除外する。 (1) <u>禁固</u>以上の刑に処せられ、その執行が終わるまでの者若しくはその執行を受けることがなくなるまでの者 (2)～(4) [略]</p>	<p>(除外) 第5 次の各号に該当する場合は、表彰基準の定めにかかわらず表彰から除外する。 (1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行が終わるまでの者若しくはその執行を受けることがなくなるまでの者 (2)～(4) [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この告示は、公布の日から施行する。